

会議の内容

1	会 議 名	平成 23 年度 第 2 回 習志野市都市計画審議会
2	開 催 日 時	平成 23 年 12 月 19 日 (月) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 35 分
3	開 催 場 所	習志野市消防庁舎 4 階会議室
4	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>◎議 題</p> <p style="text-align: center;"><u>習志野都市計画生産緑地地区の変更について（付議）</u></p> <p>主たる農業従事者の死亡及び故障による行為制限の解除に伴う生産緑地地区の変更。2地区の全部廃止と1地区の部分廃止の手続きを行うもの。</p> <p style="padding-left: 40px;">変更前 106地区、約17.74ヘクタール 変更後 104地区、約17.43ヘクタール （減：2地区、約0.31ヘクタール）</p> <p>【委員からの主な質問・意見】</p> <p>Q. 公園に隣接する地区を取得できなかった理由。</p> <p>A. 生産緑地地区は、当時希望者の意向を汲んで生産緑地地区に指定したものであり震災の復旧・復興を最優先としている現在においては取得は困難。</p> <p>Q. 公園に隣接する生産緑地については、できるだけ買取る努力をするべき。</p> <p style="text-align: center;">採決の結果、全員賛成で原案のとおり承認された。</p> <p>◎その他 <u>報告事項</u></p> <p style="text-align: center;"><u>都市計画高度地区の見直し検討について</u></p> <p>新たな高度地区の在り方として『千葉県高度地区指定に関するガイドライン』や他市の事例などを参考としながら、中高層建築物の実態把握といった現況調査や見直しに関する市民の意向調査等を実施し検討を行っている。</p> <p>意向調査において、賛成反対が5対4という結果をふまえ、見直し検討にあたっては個人の財産権等にも係ることから、市民などへの周知等を十分に行いながら慎重に取り組んで行く。</p>

4	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>【委員からの主な質問・意見】</p> <p>Q. 今後、景観条例等、景観に関する取組について確認したい。</p> <p>A. 景観行政団体となっていない。景観基本計画、景観条例等はない。都市マスタープランの見直しの中で、景観の位置付け等検討を進めて行く。</p> <p>Q. 絶対高さ制限について、いつ頃までにと考えているのか。</p> <p>A. 具体的にいつ頃までにと決まっていない。目安としては、次期基本構想と基本計画の見直しが進んでいる。当然、都市マスタープランについても見直しが必要となるので、その中で高度地区の在り方、景観等についても検討を進めたい。地域等の特性に合わせて地区ごとにふさわしいものを考えたい。</p> <p>Q. 沿道の裏側の住宅地を保全するため、高度地区を定めているケースもある。それらの考え方も含め検討する必要がある。</p> <p>Q. 早く景観行政団体になり将来の景観イメージを市民と共有してもらいたい。</p> <p>Q. 実質的に住居系に変わってきている地域については用途地域の見直しも考える必要がある。</p> <p style="text-align: center;">茜浜 1 丁目地区地区計画の取組状況</p> <p>産業集積地となっている茜浜 1 丁目地区に今後も事業者が安心して操業できる環境を確保するため、住居系の土地利用を制限する地区計画を定めようとするもので、現在は地元企業へ説明を行っている。</p> <p>今後は全体説明会を開催し、多くの賛同が得られれば都市計画の手続きを進める。事業者からの意見を尊重し「操業環境に支障とならないものは除く」としている。これは管理人や警備員を兼ねた社員の住まいや独身寮についてこの地での操業を条件に認めるというもの。</p> <p>【委員からの主な質問・意見】</p> <p>Q. 地区計画は100%の同意でなくてもできるのか。</p> <p>A. 理想は100%の同意であるが、必ずしも100%でなければならぬというものではない。</p> <p>Q. 住工混在は絶対避けていただきたいことなので、当初の目的を変えることなく強力に推進していただきたい。</p> <p>Q. 住んでいる人の意見が強くなる傾向があり苦情等が出ると想定されるので他の事業者への配慮が必要である。</p> <p>Q. 管理人などの住まいや独身寮という目的を事業所とセットにできるような工夫が必要である。</p>
5	傍聴者	2名
6	問い合わせ	<p>所管課名：都市整備部 都市計画課 電話番号：047(451)1151 内線 273</p>